

物品定例見積参加者心得（電子入札）

平成 24 年 2 月 17 日

平成 24 年 9 月 21 日、令和元年 8 月 1 日、令和元年 10 月 1 日、令和 7 年 8 月 1 日、
令和 7 年 10 月 1 日、令和 8 年 8 月 1 日 改正

福岡市が電子入札システム（以下「システム」という。）で行う物品の定例見積は、地方自治法、同施行令、本市契約事務規則、本市電子入札運用基準、その他の法令に定めるもののほか、この心得によって執行する。

定例見積参加者は、この心得を事前に良く読み、間違えないようにすること。

1 対象

システムにより定例見積を実施する物品購入に係る契約は、福岡市財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）が事務を行う、次に掲げる申請区分業種（以下「業種」という。）に係る物品購入の契約のうち、予定額が300万円以下のものとする。

ただし、市長が必要と認める場合は、見積書（様式第11号）（以下「紙」という。）による定例見積、または業者選定による見積合わせを行うものとする。

- (1) 鋼材
- (2) 骨材
- (3) 道路材
- (4) コンクリート二次製品
- (5) 建材
- (6) 給排水資材
- (7) 石油
- (8) 一般用機械器具
- (9) 産業用機械器具
- (10) 厨房用機械器具
- (11) 事務用機器
- (12) 文房具
- (13) スチール製品
- (14) 教材
- (15) 運動用品
- (16) 消防用品
- (17) 保安用品
- (18) 弱電気製品
- (19) 電気設備機器
- (20) O A機械器具
- (21) 木工製作
- (22) 医療用機械器具
- (23) 理化学機械器具

- (24) 度量衡機械器具
- (25) 医薬、衛生材料
- (26) 工業用薬品（ガス）
- (27) 被服
- (28) 染色
- (29) ゴム、皮革製品
- (30) ビニール製品
- (31) 楽器
- (32) 記念・宣伝用品
- (33) 日用雑貨

2 参加資格

福岡市競争入札有資格者名簿に登載されている者のうち、原則として、定例見積実施業種に登録する地場業者（福岡市に本店を有する者）であること。

3 仕様書の掲載

仕様書は、福岡市ホームページ（以下「ホームページ」という。）及び契約課窓口に掲載する。

4 仕様書の疑義

- (1) 仕様書の内容に疑義があるときは、仕様書掲載日から見積書受付開始日の前開庁日正午までに発注担当課に説明を求めることができる。
- (2) 仕様書に錯誤があった場合は、ホームページ及び契約課の窓口に掲載する。

5 見積合わせの日程

見積合わせの日程は、別表のとおりとする。

6 見積書の提出等

- (1) 定例見積参加者は、次の事項に留意して見積期間内にシステムにより見積書を提出すること。なお、システムの操作については、別途「福岡市電子入札システム（物品定例見積）受注者操作マニュアル」を参照すること。
 - ア 見積書は、システムにより見積金額（見積者は課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に入力すること。なお、非課税取引に係る見積については、別途指示する場合があるので、留意すること。）が入力され、システム上に記録が行われたものを有効なものとして取り扱うものとする。
 - イ 見積書入力は正確に行い、見積書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから見積書を提出すること。
 - ウ 契約金額は、原則として見積書に入力された見積金額に 100 分の 10 に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とする。
 - エ 見積書受付締切日時前までに電子入札システムサーバーに記録されるよう、余裕をもって処理を行うこと。
 - オ 見積書が正常に送信されたことを、受信確認通知により確認し印刷すること。

カ 見積回数は、原則として1回とする。

(2) 紙による見積書の提出

ア 前項の規定にかかわらず、インターネットの環境の不具合の理由により、市長がやむを得ないと認めるときは、紙により見積書を提出することができるものとする。

イ 紙により見積書を提出しようとするものは「紙見積方式参加申請書（様式第1号）」により、市長の承認を得なければならない。

ウ 紙見積方式参加申請書及び紙見積書の提出期限は、当該案件の電子入札の見積期間の期限と同じとし、見積書受付締切日時前までに契約課まで持参または郵便局による書留、簡易書留が付加された通常郵便物又は総務省に認可を受けた民間事業者が行う書留サービスが付加された信書便その他の引き受け及び配達記録が残る信書便を用いて郵送するものとする。

(3) 見積書提出後の辞退等

提出された見積書の撤回、訂正等は、一切認めない。ただし、見積書提出後に、やむを得ない理由が生じた場合においては、見積合わせ（開札）までの間、契約課に書面による見積辞退届を提出し、承認を得た場合には見積合わせを辞退できるものとする。

(4) その他

仕様書に同等品可と記載している物品で、同等品以上で見積もるときは、仕様書に明記する指定の期日までに発注担当課の承認を得ること。

7 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは無効とする。

- (1) 2に掲げる参加資格のない者がした見積り
- (2) 見積金額が不明確な見積り
- (3) 見積金額を訂正した見積り（紙見積りの場合に限る。）
- (4) 見積書の記載及び押印に不備がある見積り（紙見積りの場合に限る。）
- (5) 見積締切日時を過ぎて提出された見積り
- (6) システム及び紙見積の双方による見積り
- (7) 仕様書掲載日から見積合わせ（開札）日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止等の措置を受けている期間がある者のした見積り
- (8) 前各号のほか、法令又は見積条件に違反した見積り

8 見積もりの中止等

次の各号のいずれかに該当するときは、見積を中止し、延期し、又は無効とすることがある。

- (1) 仕様書に誤りがあることが見積書受付開始日時後に判明したとき。
- (2) システムに障害が発生したとき。
- (3) その他、市長が必要と認めるとき。

9 契約の相手方の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方として決定するものとする。
- (2) 契約の相手方として決定すべき価格の見積りをした者が2者以上あるときは、システムの

電子くじにより、契約の相手方を決定するものとする。

10 契約の相手方がいない場合の手続

有効な全ての見積書が予定価格を超えるとときは、原則として不調とする。

11 結果の公表

契約の相手方を決定したときは、システム等により当該定例見積参加者へ連絡するとともに、その結果をホームページ及び契約課の窓口で公表する。

12 契約書等の提出

契約の相手方は、直ちに契約課窓口で契約書（契約金額が50万円以下のときは請書）を受け取り、記名押印の上、見積結果通知を受けた日から7日以内に同書類を契約課へ提出するものとする。

13 異議の申し立て

見積書を提出した者は、仕様書等の内容についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

別表

日 程	業 種				
	事務用機器 文房具 石油 教材 ゴム、皮革製品 楽器 記念・宣伝用品	医療用機械器具 理化学機械器具 度量衡機械器具 医薬、衛生材料 工業用薬品（ガス） 被服	鋼材 骨材 道路材 コンクリート二次製品 建材 給排水資材 スチール 保安用品 OA機械器具	石油 一般用機械器具 産業用機械器具 厨房用機械器具 運動用品 消防用品 日用雑貨	弱電気製品 電気設備機器 木工製作 染色 ビニール製品
仕様書掲載 質疑等受付 17:00	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
質疑等受付締切 12:00	水曜日	木曜日	金曜日	月曜日	火曜日
見積開始日時 9:00	木曜日	金曜日	月曜日	火曜日	水曜日
見積締切日時 17:00	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日
見積合わせ（開札）日時 10:00 以降	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日

備考

1 上記は標準的な日程であり、当該日が祝日等閉庁日に当たるとき等は、日時を変更する場合があるので、電子入札システム等で個別案件の日程を確認すること。